

○鳥羽志勢広域連合税外収入金に係る督促手数料等徴収条例

〔平成 25 年 12 月 2 日〕  
〔 条 例 第 4 号 〕

改正 令和 5 年 3 月 9 日 条例第 3 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、他の条例で特別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 2 項の規定に基づく分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他広域連合の収入（以下「税外収入金」という。）に係る督促手数料及び延滞金並びに同法第 228 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく過料の徴収等について必要な事項を定めるものとする。

（督促状の発付）

第 2 条 税外収入金を納期限までに完納しない者があるときは、広域連合長は納期限後 20 日以内に納付の期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状により、指定すべき納付の期限は、督促状発付の日から起算して 15 日を超えてはならない。

（督促手数料）

第 3 条 督促手数料は、督促状 1 通について 100 円とする。

（延滞金）

第 4 条 前条の規定により発した督促状に指定した期限までに、税外収入金及び督促手数料を完納しないときは、納期限の翌日から税外収入金完納の日までの日数に応じ、当該未納金額につき年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

（延滞金の端数計算）

第 5 条 延滞金額の計算の基礎となる未納金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその未納金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 延滞金の確定金額に 10 円未満の端数があるとき、又はその全額が 10 円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

（延滞金の減免）

第 6 条 納付者が滞納したことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、広域連合長は、延滞金を減額し、又は免除することができる。

（過料）

第 7 条 分担金、使用料及び手数料の徴収に関する手続きに違反した者は、次項に定める者を除くほか、5 万円以下の過料に処する。

2 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍の金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

（委任）

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則（令和5年3月9日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。